

令和7年度 災害にも強く健康にも資する 断熱・太陽光住宅普及拡大事業 説明会



エコキュート等

Contents



- 1 事業概要
- 2 申請の流れ・受付期間・特例措置
- 3 助成対象・設置場所
- 4 助成対象者
- 5 助成対象経費・助成金の交付額・電子通知
- 6 留意事項・Q&A・不備の例

Contents



1

事業概要

2

手続きの流れ・受付期間・特例措置

3

助成対象・設置場所

4

助成対象者

5

助成対象経費・助成金の交付額・電子通知

6

留意事項・Q&A・不備の例



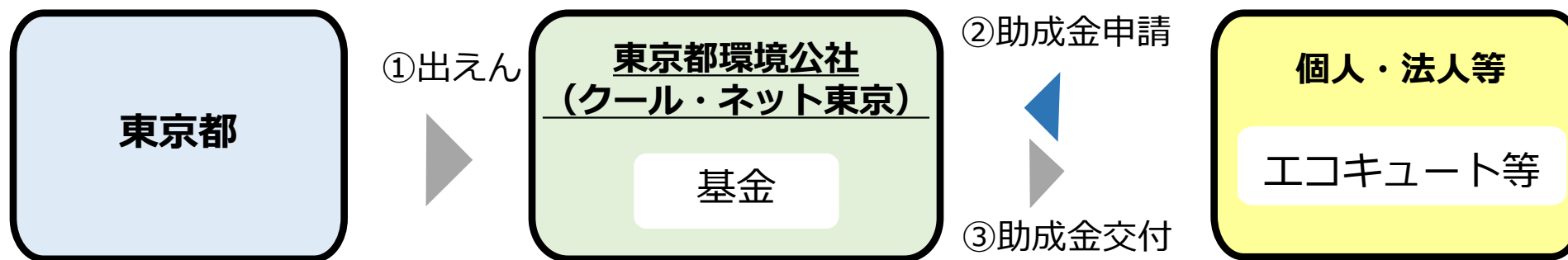
1

事業概要

事業の目的

「熱と電気の有効利用促進事業（エコキュート等）」では、公社が令和4年度から令和10年度において、都内にある住宅に設置するエコキュート等に対して、その経費の一部を助成することにより、熱と電気を無駄なく有効に利用していく取り組みとして、再生可能エネルギーといった活用可能な熱源等の家庭における利用機器に対する導入促進を目的とするものです。

事業スキーム





1 事業概要

受付期間

令和7年度募集について

事前申込 : 令和7年5月30日～令和8年3月31日まで

交付申請兼実績報告 : 次のいずれか早い日まで

① 令和7年6月30日～令和11年3月30日まで

② 事前申込日から1年以内

予算額

約702億円

※1. 予算超過の際は超過日をもって申請受付を終了します。

※2. 予算額は、「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」の総額です。

Contents



1

事業概要

2

手続きの流れ・受付期間・特例措置

3

助成対象・設置場所

4

助成対象者

5

助成対象経費・助成金の交付額・電子通知

6

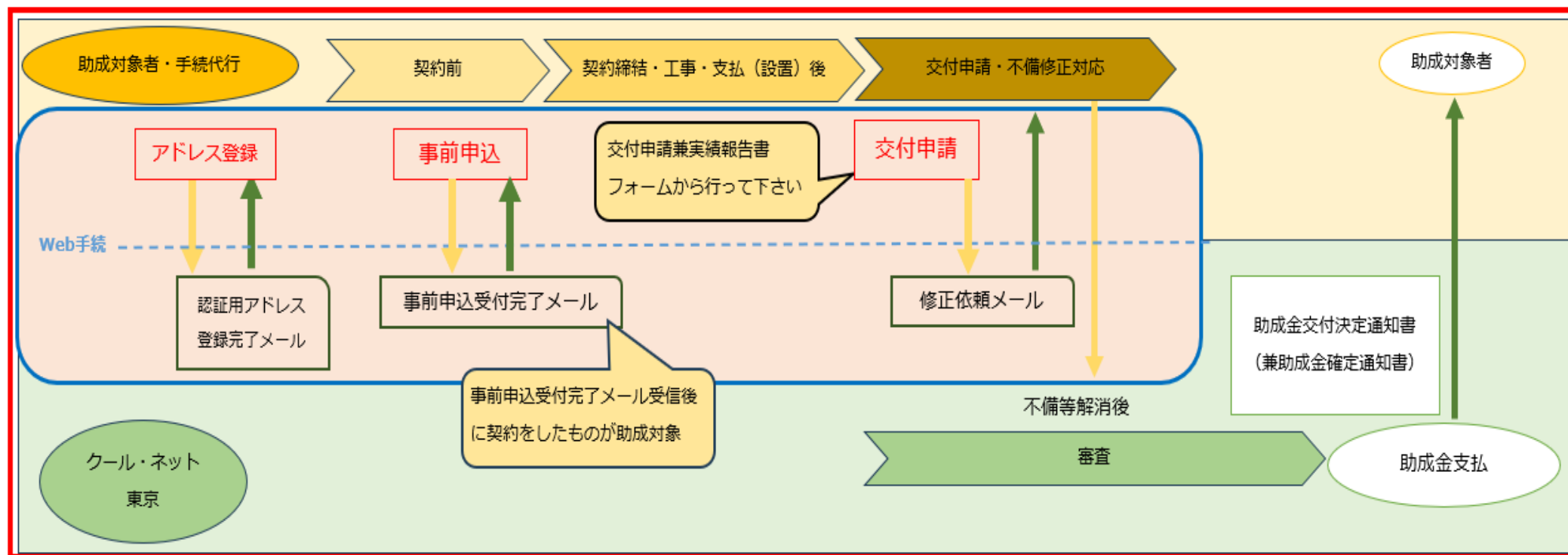
留意事項・Q&A・不備の例



2 手続きの流れ・受付期間・特例措置

手続きの流れ

助成金の手続きについての流れは以下となります。



認証用メールアドレス登録→事前申込→契約→設置工事→支払→交付申請→交付決定→助成金受給

2

手続きの流れ・受付期間・特例措置



事前申込と交付申請兼実績報告の概要

事前申込

- ◆ 発注・工事**契約前**または、リース等の契約を**締結前**に事前申込を行ってください。
- ◆ ①事前申込書、②見積書及び③誓約書を提出してください。
- ◆ 事前申込の**有効期限は1年間**です。
有効期限内に交付申請兼実績報告が行われなかった場合、事前申込は無効となります。
- ◆ 事前申込を廃止したい場合は、事前申込廃止フォームから申請してください。

交付申請兼実績報告

- ◆ 事前申込をした上で交付申請兼実績報告を行ってください。
- ◆ 次のいずれか早い日までに交付申請兼実績報告書をご提出ください。

(1) 事前申込受付日から1年以内

(2) 令和11年3月30日

※令和7年4月1日から令和7年6月30日までに契約締結又は契約締結及び工事を行った場合も助成対象になります。
その場合は、令和7年5月30日から令和8年3月31日までに事前申込を行ってください。



手続きの流れ

事前申込時の注意事項

令和7年度分を申請するためには、令和7年度用の認証用メールアドレス登録フォームより登録してください。

※令和6年度で登録されたメールアドレスを令和7年度でも利用することが可能です。

※申請者氏名・申請者住所は、**本人確認書類と一致**させてください。

申請者住所について、本人確認書類が「一丁目3番5号」の場合は、申請データは「1-3-5」と入力してください。(半角での入力に制限されています)

※申請者住所と設置場所住所が、**完全一致しない**場合には、『助成申請者住所と異なる』を選択してください。

※『設置場所住所』は、**太陽光発電システム及び再生可能エネルギー100%電力メニューの使用場所住所と一致**させてください。

⇒使用場所住所は、「太陽光発電システムの設置を確認できる書類」または「再生可能エネルギー電力メニューを契約していることがわかる書類」で確認させていただきます。



2 手続きの流れ・受付期間・特例措置

令和7年度の提出について

原則として、受付は年度ごとに申請期間が決まっています。

事前申込 : 令和7年5月30日～令和8年3月31日まで

交付申請兼実績報告 : 次のいずれか早い日まで

① 令和7年6月30日～令和11年3月30日まで

② 事前申込日から1年以内

事前申込・交付申請兼実績報告ともに原則電子申請となります。

事前申込・交付申請兼実績報告ともに締切は当日17時までとなります。

2

手続きの流れ・受付期間・特例措置



書類の不備について

公社が受付した申請書類、又は実績報告書類の全部もしくは一部について不備がある場合、**公社が修正を求めた日の翌日から起算して180日以内**にご回答頂けない場合は、その申請、又は報告の全部もしくはその内の一部について申請、又は報告が撤回されたものとみなしますのでご注意ください。



特例措置

契約締結・設置工事を行った日

令和7年4月1日～令和7年6月30日

ただし、以下が必須要件です。

- ・ 助成要件を満たすこと
- ・ 令和6年度に事前申込をしていないこと

(令和7年度へ申請する場合は令和6年度の事前申込の廃止を行ってから事前申込を行ってください。)

Contents



1

事業概要

2

手続きの流れ・受付期間・特例措置

3

助成対象・設置場所

4

助成対象者

5

助成対象経費・助成金の交付額・電子通知

6

留意事項・Q&A・不備の例



助成対象

(1) エコキュート・ハイブリッド給湯器

- 1.未使用品であること
- 2.都内の住宅又は、その敷地内に新規に設置されたものであること
- 3.エコキュート・ハイブリッド給湯器は、居住部分で使用するものであること
- 4.既存機器の一部交換されたものではないこと



助成対象

【 New 】

（２）エコキュートの場合の基準（ヒートポンプを利用した給湯器で、電気ヒートポンプ給湯器）
電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断基準等（平成25年経済産業省告示第38号）におけるエネルギー消費効率が、次の表に定める数値以上であること（以下、「トップランナー基準2025」と記載）。又はおひさまエコキュート（一般社団法人日本冷凍空調工業会における昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機（JRA4085：2022）に該当する設備）であること。

※次のページの表を満たすものが対象となります。

■対象機器は以下のHPよりエネルギー効率、貯湯缶数が上記の内容に合致することを必ずご確認ください。

資源エネルギー庁 「省エネ型製品情報サイト」：<https://seihinjyoho.go.jp/>

※HPに登録がない場合は、仕様書でエネルギー消費効率を確認し、確認した仕様書を添付してください。

3

助成対象・設置場所



助成対象

【New】

	想定世帯	貯湯缶数	貯湯容量	仕様	エネルギー消費効率
A	少人数	—	—	寒冷地仕様以外のもの	3.0
B				寒冷地仕様	2.7
C	標準	一缶	320リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.1
D				寒冷地仕様	2.7
E			320リットル以上 550リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.5
F				寒冷地仕様	2.9
G		550リットル以上	550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	3.2
H				寒冷地仕様	2.7
I		多缶	—	寒冷地仕様以外のもの	3.0
J				寒冷地仕様	2.7



助成対象

(3) ハイブリッド給湯器の場合（ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器）

- 対象機器が、以下のHPに登録されているかをご確認ください。
一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 「温熱・省エネ設備機器ポータルサイト」
https://shoenekikiportal.hyoukakyokai.or.jp/#/hybrid_water_heaters
※ポータルサイトに登録がない場合は、仕様書で年間給湯効率を確認し、
確認した仕様書を添付してください。

ハイブリッド給湯器の性能基準は、以下のとおりとなります。

**一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（JGKAS A705）で、年間給湯効率が108%以上の
ものであること**



助成対象

【New】

(4) 太陽光発電システムで発電された電力を利用して、日中に沸き上げる機能を有すること。

(1) エコキュートの場合

- ・おひさまエコキュート
- ・おひさまエコキュートと同様の機能を有するエコキュート

(2) ハイブリッド給湯器

- ・おひさまエコキュートと同様の機能を有するハイブリッド給湯器

※太陽光発電システムで発電された電力を利用して、日中沸き上げる機能については、申請者様ご自身で直接メーカーにお問合せください。

台所リモコンやアダプターの型番のわかる設置後の写真の提出は、**全メーカーで提出必須**です。

カタログは、

①エコキュート等の型番と②日中に沸き上げる機能の名称がわかる2箇所の提出が必要です。

再生可能エネルギー電力メニューで申請する場合は①エコキュート等の型番がわかる箇所の提出で構いません。



助成対象 要件

（４）次の全ての要件を満たす太陽光発電システムを併せて新たに設置する、又は既に設置している都内の住宅に、新規に設置されるものであること。

ア 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定めるJETPVm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。

イ 当該太陽光発電システムにより供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する助成対象住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。

ウ 太陽光発電システムの発電出力（kWを単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（IEC）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。以下同じ。）が50kW未満であること。

※全量売電は対象外



助成対象

【New】

（５）（４）を満たさない場合、再生可能エネルギー100%電力メニューを契約し、当該電力がエコキュート等を設置した住宅に供給されていること。

- 再生可能エネルギー100%電力メニューの確認は、以下環境省のHPよりご確認ください。

再エネ100%電力調達要件について：<https://www.env.go.jp/air/100.html>

【手法２】再エネ電力メニューについての「再エネ 100%電力メニュー一覧」をクリックの上、ご確認ください。

※「再エネ 100%電力メニュー一覧」に記載がないメニューは、助成対象外となります。

※**交付申請兼実績報告時点で契約していない場合**は、助成対象外となります。

※処分制限期間が経過するまで、継続して再生可能エネルギー100%電力メニューを契約してください。

※交付申請兼実績報告受付後に再生可能エネルギー100%電力メニュー契約なしから再生可能エネルギー100%電力メニュー契約ありへの変更はできません。

3 助成対象・設置場所



助成対象 【New】

(6) DR実証

DR実証とは・・・

- ・ DR（デマンドレスポンス）とは、デジタル技術を活用し、電力の需給状況に応じて、給湯器の給湯のタイミングを最適化すること。
- ・ 都登録AG（アグリゲーター）の役割は、各家庭の蓄電池等の機器を束ね、AIやIoT等のデジタル技術を活用して、効果的に需要の最適化のためのデマンドレスポンスを行うこと。
- ・ 新規に助成対象機器を設置し、DR実証に参加する家庭とDR実証を実施し、結果を公開します。
- ・ DR実証についての詳細は下記DR実証ポータルサイトをご確認ください。

(https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/aggre_home/dr demonstration)



助成対象

【New】

(6) DR実証の要件

ア 都登録AG（家庭）と、助成金の交付決定を受けた年度から起算して2か年度の間、都登録AG（家庭）が助成対象機器の遠隔監視を行い、遠隔制御（または自動制御）により、原則として需給ひっ迫警報及び注意報時のDR及び年間5日以上のDR実証契約を締結すること。

イ アで締結したDR実証契約に基づき行うDR実証に協力すること。また、DR実証の実施後に当該都登録AG（家庭）が実施するアンケートに協力すること。なお、アンケートは助成対象機器の使用者が回答すること。

ウ 助成対象機器の稼働状況データ等を都登録AG（家庭）に提供し、都登録AG（家庭）が当該データ及びアンケート結果（個人情報及び個人が特定できる可能性がある情報を除く。）を都に報告することに同意すること。また報告された分析結果を都が公表することに同意すること。

エ 都登録AG（家庭）が代行で申請手続きを行うことに同意し、「「熱と電気の有効利用促進事業」におけるデマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任について」を公社に提出すること。

3 助成対象・設置場所



助成対象 【New】

(6) 本事業におけるDR実証についての注意点 その1

①現在、都登録AG（家庭）、販売事業者及び対象機器の登録はありません。

都登録AG（家庭）等の登録があるまでは、DR実証に“参加しない”のみ申請が可能です。

※事前申込時にDR実証に“参加しない”でも実績報告時にDR実証に参加するとしても対象となります。

②「家庭における蓄電池導入促進事業」等他事業でのDR実証に参加していても本事業の加算要件の対象にはなりません。新たに本事業でのDR実証への参加要件を満たす必要があります。

3 助成対象・設置場所



助成対象 【New】

(6) 本事業におけるDR実証についての注意点 その2

③ 交付申請兼実績報告受付後にDR実証なしからDR実証ありへの変更はできません。

※ 事前申込時にDR実証なしを選択していても実績報告時点で要件を満たしていれば対象となります。

④ アグリゲーターの登録やDR実証に関するお問合せについては、アグリゲーションビジネス実装事業（03-5990-5242）へお問い合わせください。



助成対象

(7) リフォーム瑕疵保険等

- ・ 助成対象設備を設置する際に、新規で加入していること。
- ・ 対象機器を購入した際の契約書・領収書の日付が、令和7（2025）年4月1日から令和11（2029）年3月30日までのものであること。
- ・ 保険加入者は助成対象者と工事請負契約を締結している事業者であること。

3 助成対象・設置場所



併給可能な補助金について

■国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受けることは可能です。

※国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあっては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

■助成対象設備について、都及び公社の他の同種の助成金（家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京ゼロエミポイント）や東京ゼロエミ住宅導入促進事業など）の交付を重複して受けることはできません。

※事前申込及び交付申請兼実績報告時の提出書類で、重複していない状態の書類を提出してください。



設置場所

- 助成対象となるエコキュート・ハイブリッド給湯器の設置場所は、東京都内の住宅です。
- 申請者住所と設置場所住所が、完全一致しない場合には、『助成申請者住所と異なる』を選択してください。
- エコキュート等設置場所と太陽光発電システムの使用場所住所は、完全一致させてください。
太陽光発電システムの使用場所住所は、太陽光発電システムを確認できる書類で確認させていただきます。
- 店舗兼住宅や診療所兼住宅等に設置した場合、住宅部分で使用していない場合は助成対象外です。

Contents



1

事業概要

2

手続きの流れ・受付期間・特例措置

3

助成対象・設置場所

4

助成対象者

5

助成対象経費・助成金の交付額・電子通知

6

留意事項・Q&A・不備の例

4

助成対象者



助成対象者（助成金申請の手引き 1.2 助成対象者（交付要綱第3条参照））

- 所有するエコキュート・ハイブリッド給湯器を都内の住宅に設置する個人又は法人
- 所有するエコキュート・ハイブリッド給湯器を他の者の東京都内の住宅に設置するため当該住宅の所有者等に貸与する個人又は法人
- その他マンション管理組合の管理者および管理組合法人並びに住宅供給事業者。

※リース等により対象機器を設置した場合は、当該機器の所有権を有するリース等の事業者を対象者とします。

4

助成対象者



助成対象者

<以下の者は助成対象者とはなりません>

- 暴力団、暴力団員等
- 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- 税金の滞納がある方、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの
- 国及び地方公共団体
- 都及び公社の太陽光発電システムの助成金と重複申請するもの
- 助成対象機器の設置契約時にキャッシュバックキャンペーン等による金銭及びポイント等の還元があることを申告せずにその分も対象経費として申請をおこなったもの

4

助成対象者



注意事項

- 事前申込時と交付申請時の助成対象者名は、原則、同一者です。
- 助成対象者名は見積書の宛名・契約書の契約者・領収書の宛名・口座名義と一致している必要があります。
- 東京都以外にお住まいの方であっても、都内にエコキュート等を設置する場合は、申請可能です。
- 機器貸与者及び電力販売事業者に該当する場合は、機器使用者との契約において契約金額から助成金額分を控除するものとします。
- 交付申請時に、都及び公社が今後の施策検討するための情報を提供していただきます。また、その情報 提供結果の統計について、都又は公社が公表することに同意いただくことが必要となります。

Contents



1

事業概要

2

手続きの流れ・受付期間・特例措置

3

助成対象・設置場所

4

助成対象者

5

助成対象経費・助成金の交付額・電子通知

6

留意事項・Q&A・不備の例



助成対象経費

エコキュート・ハイブリッド給湯器

機器費（**新規**設備機器の購入等に要する費用）及び工事費（**新規に**設置するための工事費用）

※機器費工事費ともに消費税は除く

新規設置工事で実際に支払を行った費用のうち、助成金の交付対象となる経費は、公社が必要かつ適切と認めたものとします。なお、過剰な仕様であるものや当事業以外にも使用する経費は対象外となります。

リフォーム瑕疵保険等

リフォーム瑕疵保険等の加入に係る保険料及び検査料



5

助成対象経費・助成金の交付額・電子通知

助成対象経費

以下は助成対象経費から除いてください。

※エコキュート・ハイブリッド給湯器の設置工事の契約時にキャッシュバック（商品券・還元ポイントを含む）キャンペーン等がある場合は、その金額。



5

助成対象経費・助成金の交付額・電子通知

助成金の交付額

本助成金の交付額は、次に定める金額（千円未満切り捨て）とする。
ただし、助成対象機器の設置に係る機器費及び工事費について国及び他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合は、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付します。

＜＜国又は他の地方公共団体（区市町村）の補助金を申請する場合の注意事項＞＞

- ① 国又は他の地方公共団体（区市町村）による補助金の交付を受ける場合にあっては、交付決定通知書等の提出が必須となります。
- ② 国または他の地方公共団体からの補助金の交付額確定前に、東京都に申請した場合など、**都の交付決定通知後の助成金申請金額の増額の変更は受付できません。**



助成金の交付額

【New】

◆エコキュート・ハイブリッド給湯器

(1) 本事業でのみ助成金を申請する場合 (1,000円未満端数切捨て)

- ① 太陽光を使用して日中に沸き上げる機能を有している場合、1台当たり14万円が上限額
- ② 再生可能エネルギー100%電力メニューを契約し当該電力がエコキュート等を設置した住宅に供給されている場合、1台当たり5万円が上限額
- ③ DR実証に参加する場合：上記①、②に8万円を加算

(2) 本事業と国及び他の地方公共団体等に助成金・補助金を申請する場合 (併給)

- ① 本助成金交付額と国及び他の地方公共団体による当該補助金交付額の合計額が本助成対象経費を超えない範囲で交付します。
なお、助成金の支払後、当該本助成金の交付額が、助成対象経費を超えた場合は、超過した額を公社の請求に基づき返還する必要があります。
- ② 国又は他の地方公共団体の補助金交付先が、本事業の助成対象者と異なる場合であっても、最終的に、国又は他の地方公共団体の補助金を享受する者が、本事業の助成対象者と同一であれば、本事業と併給するものと見なします。



5

助成対象経費・助成金の交付額・電子通知

助成金の交付額

リフォーム瑕疵保険等

1契約当たり7,000円

※災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業内で1申請のみ可能



5

助成対象経費・助成金の交付額・電子通知

助成金の交付額

【New】

(2) 本事業と国及び他の地方公共団体等に助成金・補助金を申請する場合（併給）

**助成対象経費 $\geq$ ※都の助成金額
+ 国及び 他の地方公共団体 の重複する補助金 の額**

都の助成金額は、

- ① 14万円/台（太陽光を使用し、昼間湧き上げ機能ありまたはおひさまエコキュート）
- ② 5万円/台（再生可能エネルギー電力メニューを契約し、当該電力が住宅に供給されている。）

次の場合は、加算要件

- ③ 7千円/契約（リフォーム瑕疵保険）
- ④ 8万円/台（DR実証に参加する場合）

3

助成対象・設置場所

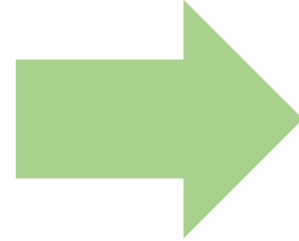
助成金の交付額確認フロー①

【New】

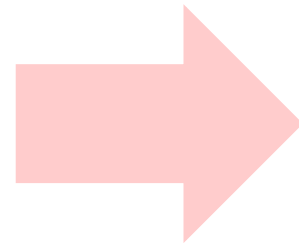


～必須要件～

- 1.未使用品であること
- 2.都内の住宅又は、その敷地内に新規に設置されたものであること
- 3.エコキュート・ハイブリッド給湯器は、居住部分で使用するものであること
- 4.既存機器の一部交換されたものではないこと
- 5.エネルギー消費効率を満たす機器であること（14～16ページ参照）

太陽光発電システム要件あり

太陽光を使用し、昼間湧き上げ機能ありまたはおひさまエコキュート

14万円/台太陽光発電システム要件なし

再生可能エネルギー100%電力メニューを契約している場合

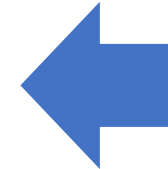
5万円/台

～加算要件～

DR実証に参加

8万円/台

リフォーム瑕疵保険

7千円/契約

3

助成対象・設置場所



助成金の交付額確認フロー② 【New】

パターン①：太陽光発電システム要件ありで、DR実証要件を満たす場合

必須要件



太陽光を使用し、昼間湧き上げ機能
ありまたはおひさまエコキュート



DR実証に参加



22万円

14万円

8万円

パターン②：太陽光発電システム要件なしで、リフォーム瑕疵保険を契約している場合

必須要件



再生可能エネルギー100%電力
メニューを契約している場合



リフォーム瑕疵保険



5.7万円

5万円

7千円



3 助成対象・設置場所

助成金の交付額確認フロー③ 【New】

～注意点～

※太陽光を使用し、昼間湧き上げ機能ありまたはおひさまエコキュート（14万円/台）と再生可能エネルギー100%電力メニューを契約している場合5万円/台の要件の併用はできません。

必須要件



太陽光を使用し、昼間湧き上げ機能ありまたはおひさまエコキュート

14万円



再生可能エネルギー100%電力メニューを契約している場合

5万円



19万円



5

助成対象経費・助成金の交付額・電子通知

交付決定兼額確定通知書について

申請手続きを代行業者に依頼せず申請者ご自身で電子申請された場合、
交付決定兼額確定通知書はマイページ上で確認可能な**電子通知**となります。

※手続き代行者に依頼し申請された方につきましては、例年通り郵送での通知となります。

Contents



1

事業概要

2

手続きの流れ・受付期間

3

助成対象・設置場所

4

助成対象者

5

助成対象経費・助成金の交付額

6

留意事項・Q&A・不備の例

6

留意事項

都及び公社の他の同種の助成金の併用について **【New】**

助成対象設備について、都及び公社の他の同種の助成金等（家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京ゼロエミポイント）や東京ゼロエミ住宅普及促進事業や東京ゼロエミ住宅導入促進事業など）の交付を重複して受けることはできません。

※本事業に申請済みのもので重複していたことが判明した場合、申請は取下げとなる場合がございますので、事前申込及び交付申請兼実績報告に併給していないか必ず確認してください。

6

留意事項



添付書類について①

【New】

書式が新様式に変更になる場合がございますので、今年度のホームページを確認した上で様式をダウンロードいただき、**必ず新様式で提出してください。**

※旧様式で提出された場合は、新様式で再提出していただきますのでご注意ください。

例) 見積書について

見積書について、太陽光や蓄電池事業と同時に設置する場合、それぞれの内訳を記載していただく欄を追加しました。



6

留意事項

添付書類について②

【New】

■ 建物の登記事項証明書

法人・リース事業者様は、建物の登記事項証明書の提出が**必須**になりました。

■ 口座確認の書類

口座確認の書類の提出が**必須**になりました。

■ リモコン写真

全メーカーで**提出が必須**。



添付書類について③

【New】

■ 製品カタログ

①エコキュート等の型番と②日中に沸き上げる機能の名称がわかる2箇所の提出が必要です。再生可能エネルギー電力メニューで申請する場合は、①エコキュート等の型番がわかる箇所の提出で構いません。

■ 太陽光発電システムの設置が確認できる書類

5種類ありますが、そのうち、保証書については保証期間内である必要がございます。

保証期限切れの保証書は不可となります。



6

留意事項

添付書類について④ 【New】

■ 再生可能エネルギー電力メニューを契約していることがわかる書類

次の点を確認できる書類

① 契約者名

② 契約メニューを供給している住所

③ 契約メニューの名称

④ 契約メニューの供給事業者

⑤ 契約日または供給開始日

※書類の例として、契約書の写しや検針票の写し等を提出してください。



添付書類について⑤ 【New】

- デマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任状
本事業のHPに掲載予定の委任状を使用してください。
※都登録AG（家庭）、販売事業者及び対象機器の登録され次第、委任状をHPに掲載する予定です。
※本事業への実績報告をする前にアグリゲーターへの委任を完了し、委任状を提出していただきます。
※家庭における蓄電池導入促進事業等他事業への委任状では、お受けできません。必ず本事業の委任状を提出してください。
- デマンドレスポンス実証に参加する場合の契約書の写し
様式の指定はありません。
デマンドレスポンス実証に参加の設備設置者と都登録 AG（家庭）の間で締結する DR 実証の契約書の写しを提出してください。



令和6年度からの変更点

▶ 令和6年度からの変更点は何か。

変更点①：エコキュートのエネルギー消費効率の要件が変更

R6：エネルギー消費効率が、貯湯缶が1缶の場合にあつては、3.3以上、貯湯缶が多缶の場合にあつては、3.0以上であること。

R7：トップランナー基準2025に準じていること。（14ページ参照）

変更点②：**太陽光を使用し、昼間沸き上げ機能ありまたはおひさまエコキュートでない場合、再生可能エネルギー100%電力メニューを契約し、当該電力がエコキュート等を設置した住宅に供給されていること。**



令和6年度からの変更点

変更点③：DR実証要件の追加

DR実証参加の要件（20～23ページ参照）を追加

※アグリゲーターの登録やDR実証に関するお問合せについては、アグリゲーション
ビジネス実装事業（03-5990-5242）へお問い合わせください。

変更点④：助成金の交付額の変更

- ①太陽光を使用して日中に沸き上げる機能を有している場合、1台当たり14万円が上限額
- ②再生可能エネルギー100%電力メニューを契約し当該電力がエコキュート等を設置した住宅に供給されている場合、1台当たり5万円が上限額
- ③DR実証に参加する場合：上記①、②に8万円を加算

※交付額については、定額ではございません。



DR実証について

①エコキュートのDR実証に参加できる総枠は、予め決められていますか？決まっている場合は先着順ですか？それとも抽選ですか？

⇒DR実証に参加できる総枠は決まっておりません。加算補助が受けられるかどうかは予算額に応じます。

②エコキュートのアグリゲーターは、何社対応するのでしょうか？

⇒申請状況に関することは回答いたしかねます。



DR実証について

③エコキュートのDR実証に参加するために、エコキュート以外に必要な機器はありますか？機器が必要になった場合は施工工事内にその分を入れることはできますか？

⇒IoT機器を追加で設置する必要がある可能性があります。IoT機器の設置の要否は公社HPに掲載予定の機器リストで確認できますので、情報が公開されるまでお待ちください。ただし、IoT機器費に関しましては、本事業では助成対象外経費となります。

④エコキュートのDR実証結果はどのようにデータ収集をするのですか？

⇒データの具体的な収集方法は、アグリゲーターが公表された後に各アグリゲーターにお問い合わせください。



DR実証について

⑤エコキュートのDR実証に参加するために、何らかのクラウドサービスに加入する必要がありますか？加入する必要がある場合は、費用は掛かりますか？費用が発生する場合の負担は誰になりますか？

⇒加入が必要かどうかはDR実証契約の内容によりますので、アグリゲーターが公表された後に各アグリゲーターにお問い合わせください。

⑥エコキュートのDR実証をすることで、電気料金が上がることはありますか？

⇒DR実証における機器の制御タイミング等は各アグリゲーターに委ねており、電気料金が上がるかどうかは制御方法によっても変わるかと思いますので、こちらでは回答いたしかねます。詳細はアグリゲーターが公表された後に各アグリゲーターにお問い合わせください。



DR実証について

⑦エコキュートのDR実証に参加する場合は、直接アグリゲーターに参加申し込みをすることになりますか？

⇒DR実証に参加する場合は、需要家とアグリゲーターの間で「DR実証契約書」を締結していただく必要がありますが、アグリゲーターが販売事業者に手続きを委託している場合は、販売事業者を通してDR実証に参加していただくことも可能です。

⑧エコキュートのDR実証参加の申し込みはいつから可能ですか？

⇒エコキュートのアグリゲーターが登録されてからになります。エコキュートの事前申込の段階ではDR実証の参加申し込みがなくても問題ございません。実績報告時点では、DR実証に参加していることが要件となります。



DR実証について

⑨アグリゲーターがエコキュートの機器販売と施工を斡旋する予定はありますか？

⇒斡旋についてはこちらでは回答いたしかねます。

⑩エコキュートのDR実証の情報が遅れている理由は何ですか？

⇒エコキュートのアグリゲーターとして、事業者が登録されていないためです。エコキュートのアグリゲーターが登録され次第、公社HPで公表いたしますので、ご不便をおかけして申し訳ございませんが、しばらくお待ちください。



DR実証について

⑪エコキュートのDR実証参加申し込みが遅れることで、エコキュートの見積り額の見直しが発生して増額になった場合の補填はありますか？また、見積り対象機種が欠品した場合の補償は受けられますか？

⇒実績報告時点で、要件を満たしていれば加算要件が適用されます。実績報告後に「DR実証なし」から「DR実証あり」への変更はできません。見積対象機種が欠品した場合の補填はございません。



DR実証について

⑫DR実証参加の加算を受けようとする申請者は購入先の制限はあるのか？

⇒販売事業者リストに登録されている販売店で購入した方のみ実証に参加可能です。

⑬登録AGの代理店で購入した申請者のみDR実証参加可能なのか？

⇒販売事業者リストに登録されている販売店で購入した方のみ実証に参加可能です。

⑭登録AGごとにDR実証に参加・契約できるメーカー・機種に制限があるのか？

⇒販売事業者リストに登録されている販売店で購入した方のみ実証に参加可能です。



DR実証について

⑮「家庭における蓄電池導入促進事業」等他事業でのDR実証に参加していれば、エコキュートのDR実証参加の要件を満たすのか？

⇒「家庭における蓄電池導入促進事業」等他事業でのDR実証に参加していても、本事業の加算要件の対象にはなりません。新たに本事業でのDR実証への参加要件を満たす必要があります。

※アグリゲーターの登録やDR実証に関するお問合せについては、アグリゲーションビジネス実装事業（03-5990-5242）へお問い合わせください。



申請に関するご質問

①事前に事業者登録等が必要ですか？

⇒事前に事業者登録等はありません。

②事前申込時の入力で氏名、住所の漢字間違えに実績報告時に気が付いた場合はどうしたらいいのでしょうか？

⇒速やかに公社へ連絡してください。一部の条件を除き、原則事前申込時と交付申請兼実績報告時の申請者等は同一としております。



申請に関するご質問

③キャッシュバックキャンペーンを実施しているが、商品券の場合は問題ないか。

⇒キャッシュバックにつきましては、原則、利用しないでください。

契約を締結するにあたり、キャッシュバックの利用を予定されている場合は、その額は助成対象経費から除き、契約書の内訳等にキャッシュバックの額を記載して提出してください。

※商品券、ポイント等の現金同等物での還元も同様です。



リフォーム瑕疵保険に関するご質問

①リフォーム瑕疵保険は、各事業で申請が必要か。

⇒リフォーム瑕疵保険の上乗せを申請される場合は、助成金申請の手引きを確認してください。

注意点としましては、

①同一の契約（証券番号）で他事業と重複申請はできません。

＊既存住宅における省エネ促進事業 ＊家庭における蓄電池導入促進事業

＊家庭における太陽光発電導入促進事業 ＊熱と電気の有効利用促進事業

＊戸建住宅におけるV2H普及促進事業のいずれか1つの事業で申請してください。

②対象のリフォーム瑕疵保険は以下5社となります。

＊株式会社あんしん保障 ＊住宅保証機構株式会社 ＊株式会社ハウスジーマン

＊ハウスプラス住宅保証株式会社 ＊株式会社日本住宅保証検査機構



リフォーム瑕疵保険に関するご質問

- ②リフォーム瑕疵保険等の契約をした場合、公社の見積書のどこに記載するか。
⇒公社の見積書を使用される場合は「その他または備考」に記載してください。



他の補助金/助成金の併給

- ①国の補助金を含めた申請の流れや方法を知りたい。
⇒東京都の助成金の流れは以下のとおりです。
契約前に事前申込→工事→交付申請兼実績報告→クール・ネット東京による審査→
交付決定通知の送付→入金
※詳細は助成金申請の手引きをご確認ください。
国の事業につきましては、<https://kyutou-shoene2025.meti.go.jp/>をご確認ください。

⑨東京都以外の助成金の申請方法については、各自治体等にお問い合わせください。



初期費用ゼロ事業との違い

①「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業」との違いを知りたい。

⇒助成対象機器が異なります。

「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業」は太陽光発電設備の設置を促進する事業ですが、本事業は太陽光発電システムと連携したエコキュートの設置を支援し、自家消費を促進する事業です。



電灯契約/複数台の設置について

①電灯契約ごとの事前申込が必要か。

⇒電灯契約ごとに事前申込(申請)を行ってください。

②1世帯で2台のエコキュートを設置した。この場合、2台分の申請は可能か。

⇒1電灯契約で2台のエコキュートを利用しているのであれば、1申請で2台分の申請が可能です。電灯契約ごとに申請してください。



6

Q&A

契約書について

①契約書に必ず記載しないといけない内容は？

⇒詳細は、6月30日に掲載予定の添付書類の手引をご確認ください。



助成対象経費について

①工事代金に含むもの、含まないものの試算について

⇒助成対象および助成対象外の経費につきましては、助成金申請の手引きに詳細がございますので、必ずご確認くださいの上で申請を行ってください。



6

不備の例

書類記載の「対象経費」

助成対象経費および助成対象外経費につきましては、助成金申請の手引きに詳細がございますので、必ずご確認ください。入替工事・交換工事に係る費用や撤去、処分費用等は、対象外経費ですので、新規設置に係る費用のみで申請を行ってください。



設置写真及び銘板写真の不備

機器の型番や製造番号など、必要な内容が写っていない。または見切れてしまっている。不鮮明なために必要な情報を読み取ることが出来ない。といった写真の提出が散見されました。

その他AI加工や画像の編集のような写真も見受けられるため、写真の加工や編集はせずに鮮明な写真の添付をお願い致します。

写真につきましては、申請前に必ず確認を行ってください。



6

不備の例

写真の流用

全景写真やリモコン写真の提出書類として認めていないGoogle map等のWeb上の写真を流用されるケースがありました。Web上の写真は提出書類として認められませんので、使用していないことを十分に確認の上、申請を行ってください。

また、複数の申請において、リモコン写真等で、同一の写真を提出するといったケースが見受けられました。

同一写真の流用は助成対象外となりますので、十分確認の上申請を行ってください。



6

不備の例

修正依頼の際の一次保存

修正依頼の際の一時保存の有効期間は7 2 時間です。7 2 時間を超えた場合、添付資料の再アップロードが必要となります。



提出先・お問い合わせ先

電子申請URL : https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/effective_utilization/r7

お問い合わせ先 熱と電気の有効利用ヘルプデスク 【TEL】

太陽熱・地中熱に関するお問い合わせ 03-5990-5086

エコキュート等の制度や事業全般に関するお問い合わせ 03-6633-3826

エコキュート等に申請済みで、申請に関するお問い合わせ 03-6659-3467

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）
9:00～17:00



令和 7 年度

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住
宅普及拡大事業 説明会 エコキュート等
ご清聴ありがとうございました。

速やかにご退出お願いいたします。

